

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月6日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第14号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年岩手県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍受令状請求司法警察員の指定)</p> <p>第1条 岩手県警察の警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。<u>以下「法」という。</u>）第4条第1項及び第7条第1項に規定する傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県警察本部の生活安全部、刑事部及び警備部の警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(傍受令状請求司法警察員の指定)</p> <p>第1条 岩手県警察の警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条第1項及び第7条第1項に規定する傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 岩手県警察本部の生活安全部、刑事部、<u>交通部</u>及び警備部の警視以上の階級にある警察官</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。